

# 保育給付認定（保育の必要量）変更・再発行申請書

(再発行希望の方は「1. 保育の必要量」のみ記入してください。)

(提出先) 足立区教育委員会 保育・入園課

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

## 1. 保育の必要量

太枠内に児童氏名を記入し、変更する必要量に○をしてください。

なお、再発行希望の方は、「再発行」にのみ○をしてください。

- 標準時間 (基本時間) 7:30~18:30 内の最長 11 時間
- 短時間 (基本時間) 8:30~16:30 内の最長 8 時間

児童名	( 年 月 日生)	標準時間	短時間	再発行
保育施設名	在籍・利用申込中			
児童名	( 年 月 日生)	標準時間	短時間	再発行
保育施設名	在籍・利用申込中			

※基本時間とは、通常保育を行う時間のことで、必要量の認定に応じて異なります。  
※小規模保育の一部施設は短時間認定の基本時間が上記と異なる場合がありますので、ご確認ください。  
※私立認定こども園(長時間利用)は、施設毎に標準時間・短時間認定の基本時間が上記と異なりますので、ご確認ください。  
※小規模保育施設を利用申込中の場合、認定(利用時間)と同じ募集枠での審査となります。  
**※短時間認定の児童が、基本時間を超えて保育施設を利用した場合には、一時延長保育料金が発生します。**

## 2. 変更期間

変更希望開始日を記入してください。

**※この申請書を保育・入園課で受理した月の翌月 1 日から適用されます。(ただし、月の初日に保育・入園課で受理した場合は除く。)**

年 月 1 日から
-----------

※認定期間は、保育の必要性の事由や年齢により異なります。発行される保育給付認定証にてご確認ください。

## 3. 添付書類

※復職予定の方は復職後、就労予定の方は就労開始後速やかに提出してください。

	添付書類 (父・母、該当する方に○をしてください)	添付したら○を ↓	後日提出なら○を ↓
就労・就学 (内定・復職)	(父・母) 就労証明書		
	(父・母) 自営の証明( )		
	(父・母) 在学証明書		
妊娠・出産	母子手帳のコピー(表紙・出産予定日のわかるページ)		
疾病・障がい	(父・母) 診断書・障害者手帳等のコピー		
介護・看護	(父・母) 被介護・看護者の診断書等のコピー		
育児休業	(父・母) 就労証明書		
求職活動中	(父・母) 家庭状況申告書		
その他	( )		

※これから自営業を行う場合には、自営の証明書類もあわせてご提出ください。

### <注意事項>

- 保育の必要量の変更申請の際には、申請書とあわせて添付書類、変更前の保育給付(支給)認定証を保育・入園課へご提出ください。添付書類等の提出がないときは保育の必要量の変更ができない場合があります。
- 認定期間が終了になる方で、再認定が必要な方は認定期間終了前に家庭で保育できない状況を証明する書類をご提出ください(3号認定から2号認定の変更申請は不要です)。その際、認定の変更を希望される方は「保育給付認定(保育の必要量)変更・再発行申請書」併せてご提出ください。
- 就労状況等の変更を予定されている方は、前月中に「保育給付認定(保育の必要量)変更・再発行申請書」をご提出ください。

(保育の事由別必要量・認定期間)

■標準時間(基本時間 7:30~18:30 内の最長 11 時間)	認定期間
<input type="checkbox"/> 就労・就学(就労・就学時間が月 48 時間以上など)	就労予定期間が満了する月の末日まで
<input type="checkbox"/> 求職活動中	3 か月間(退職月の翌月から)
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	出産予定月及び産前産後 2 か月を含めた 5 か月間
<input type="checkbox"/> 疾病・障害	入院・療養等を要しなくなる月の末日まで
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護・看護を要しなくなる月の末日まで
<input type="checkbox"/> 災害復旧	災害の復旧が終了する月の末日まで
■短時間(基本時間 8:30~16:30 内の最長 8 時間)	
<input type="checkbox"/> 育児休業中 (在園児がいて、育休対象児童が保育施設に入所していない場合)	育休対象児童が 1 歳になる年度の年度末まで(3 月末まで)

※保育施設とは、「認可保育所、認定こども園(長時間利用)、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)」のことを指します。  
※上記認定期間内に 3 号認定から 2 号認定へ移行する場合、認定期間は 3 歳の誕生日の前々日までとなります。